

環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について

環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成27年7月23日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

(提案理由)

環境の杜ふれあいの休館日及び利用料金の改定を行い、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

平成27年7月23日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合議会

議長 平良仁



環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例

環境の杜ふれあい条例（平成 19 年那覇市・南風原町環境施設組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用時間及び休館日等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 環境の杜の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、管理者の承認を得て利用時間を変更することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(利用料金)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 利用料金は、<u>別表第 1 から別表第 3 まで</u>に定める額の範囲内において、指定管理者が管理者の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[別表第 1 別記]</p> <p>[別表第 2 別記]</p> <p>[別表第 3 別記]</p>	<p>(利用時間及び休館日等)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 利用料金は、<u>別表第 1 及び別表第 2</u>に定める額の範囲内において、指定管理者が管理者の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[別表第 1 別記]</p> <p>[別表第 2 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 6 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）の表示に対応する改正後の欄中の表示がない場合には、当該改正表を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

[改正前 別記]

別表第 1（第 7 条関係）

環境の杜の当日利用料金

（単位：円）

区分		単位	金額
体育室	中学生以下	1 人 1 回（2 時間以内）	50
	高校生		100
	その他		150
トレーニングルーム	高校生		100
	その他		150
浴室	中学生以下		300
	高校生		400
	その他		500
浴室（岩盤浴室の利用を含む場合。）			800

備考

- 1 [略]
- 2 構成市町に居住する者及び構成市町の事業所に勤務する者以外のものが利用する場合の利用料金はこの表の金額欄に定める額に当該額の100分の20に相当する金額を加算した額とする。
- 3～4 [略]

[改正後 別記]

別表第1（第7条関係）

環境の杜の当日利用料金

(単位：円)

区分		単位	金額
体育室	卓球	1台(面) 1	1,000
	バドミントン	回(2時間以内)	1,000
	その他	上記種目に準じて定める	
トレーニングルーム	高校生	1人1回	300
	その他	(2時間以内)	500
浴室	中学生以下		500
	高校生		700
	その他		1,200
浴室(岩盤浴室の利用を含む場合。)			1,400

備考

- 1 [略]
- 2 構成市町に居住する者及び構成市町の事業所に勤務する者以外のものが利用する場合の利用料金は指定管理者の定めた額に当該額の100分の20に相当する金額を加算した額とする。
- 3～4 [略]
- 5 体育室利用料金には、支柱・ネット、卓球台等の備品類を含め、バドミントン、卓球等のラケット、ボール等の消耗品は除くものと

する。

[改正前 別記]

別表第2（第7条関係）

環境の杜の予約利用の利用料金（施設及び設備）

（単位：円）

種別	単位	金額
体育室	1 時間	600
研修室		300
会議室		150
談話室		150
多目的広場（占有する場合に限る。）		600
空調設備（体育室）		1,200
空調設備（研修室）		200
空調設備（会議室又は談話室）		100
照明設備（多目的広場）		200

備考

- 1 体育室の一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1以下の時は、この表の金額欄に定める額の2分の1に相当する額とする。
- 2 構成市町に居住する者、構成市町の事務所に勤務する者及び構成市町に事業所を有する団体以外のものが利用する場合の利用料金は、この表の金額欄に定める額に当該額の100分の50に相当する金額を加算した額とする。
- 3 入場料（会費、賛助金、寄付金、募金等を含む。以下同じ。）を領収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために利用する場合の額は、当該催物1回（同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。）につき、この表の金額欄に定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

4～6 [略]

[改正後 別記]

別表第 2 (第 7 条関係)

環境の杜の予約利用の利用料金 (施設及び設備)

(単位: 円)

種別		単位	金額
体育室	全面	1 時間	5,000
	片面		2,500
研修室	1,600		
会議室	700		
談話室	900		
多目的広場 (占有する場合に限る。)	2,000		
空調設備 (研修室)	500		
空調設備 (会議室又は談話室)	400		
照明設備 (多目的広場)	500		

備考

- 1 構成市町に居住する者、構成市町の事務所に勤務する者及び構成市町に事業所を有する団体以外のものが利用する場合の利用料金は、指定管理者の定めた額に当該額の 100 分の 50 に相当する金額を加算した額とする。
- 2 入場料 (会費、賛助金、寄付金、募金等を含む。以下同じ。) を領収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために利用する場合の額は、当該催物 1 回 (同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その 1 度を 1 回とする。) につき、指定管理者の定めた額に当該額の 100 分の 100 に相当する額を加算した額とする。

3～5 [略]

6 利用料金には、得点板、審判台等の備品類を含め、バドミントン、

卓球等のラケット、ボール等の消耗品は除くものとする。

7 体育室の利用料金には空調設備を含むものとする。

[改正前 別記]

別表第3（第7条関係）

施設の利用の利用料金（体育用器具）

（単位：円）

器具名	単位	金額
バレーボール器具	1組1回	100
バドミントン器具		100
卓球用器具		100
グランドゴルフ器具		100

備考

- 1 構成市町に居住する者、構成市町の事業所に勤務する者及び構成市町に事業所を有する団体以外のものが利用する場合の利用料金は、この表の金額欄に定める額に当該額の100分の50に相当する金額を加算した額とする。
- 2 利用料金の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 3 各器具には、得点板、審判台等の備品類を含め、バドミントン、卓球等のラケット、ボール等の消耗品は除くものとする。
- 4 グランドゴルフ用器具は、8ホールを6人で利用する場合の器具を1組とする。